

## 公園、多目的広場及び障害者共同作業所用地の取り扱いにかかる協定書

日吉台学区自治連合会所有地を、公園、多目的広場及び障害者共同作業所用地として日吉台学区自治連合会より大津市が受納するにあたり、土地の使用・管理の取り扱いについて、大津市（以下「甲」という）と日吉台学区自治連合会（以下「乙」という）は、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定書は、土地の使用・管理を行うにあたり、甲及び乙に属する責任を明確にし、甲、乙相互の協力のもとに良好な使用・管理を行うことを目的とする。

### （物件の所在等）

第2条 物件の所在等は次のとおりとする。

所在	地番	地積又は面積	使用施設の面積等
大津市日吉台一丁目	14番6	1,962.75 m <sup>2</sup>	多目的広場および健康広場 1,423.85 m <sup>2</sup> 障害者共同作業所用地 538.90 m <sup>2</sup>

### （使用目的）

第3条 土地の使用目的は次のとおりとする。

（1）多目的広場および高齢者が集う健康広場

（2）障害者共同作業所用地

2 使用目的を変更しようとするときは、甲及び乙の間で事前に協議をするものとする。

### （施設の管理とその経費）

第4条 前条第1項に係る清掃、除草、ゴミの収集及び処分、安全管理その他日常的な管理及びそれらの経費については、使用者が負担する。

2 甲が所管する設備、備品、工作物、樹木等の管理は甲が適切に行う。

### （使用中の事故）

第5条 施設使用中の事故及びトラブルは原則として使用者の責任とする。ただし、甲が所管する設備・備品・工作物等が起因と考えられる場合は甲乙協議の上、その解決に努める。

(定めのない事項の処理)

第6条 この協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成27年12月8日

甲 大津市御陵町3番1号

大津市

大津市長 越 直 美



乙 大津市日吉台一丁目15番1号

日吉台学区自治連合会

会 長 濱 崎

